

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成28年11月10日(2016.11.10)

【公開番号】特開2015-70055(P2015-70055A)

【公開日】平成27年4月13日(2015.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2015-024

【出願番号】特願2013-201793(P2013-201793)

【国際特許分類】

H 05 K 7/12 (2006.01)

F 04 B 39/00 (2006.01)

F 04 C 29/00 (2006.01)

H 05 K 7/14 (2006.01)

【F I】

H 05 K 7/12 D

F 04 B 39/00 106 A

F 04 B 39/00 106 Z

F 04 B 39/00 102 U

F 04 C 29/00 T

H 05 K 7/12 P

H 05 K 7/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月21日(2016.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板と、

前記基板に接続される回路部品と、

前記基板および前記回路部品と共に収容するケースと、を備え、

前記回路部品は、

前記ケース内で前記基板に対向して配置される部品本体と、

前記基板に直接的に固定される接続端子と、

前記部品本体に設けられ、前記部品本体の周囲で前記ケースに固定される第1固定部および第2固定部と、を有し、

前記基板に直交する方向において、前記第1固定部は、前記回路部品の重心に対して前記基板側に位置し、前記第2固定部は、前記重心に対して前記基板から離れる側に位置する、

ことを特徴とする回路組立体。

【請求項2】

前記基板の面内方向において前記重心を通るように引いた直線の一方の側に、前記第1固定部が位置し、前記直線の他方の側に、前記第2固定部が位置する、

請求項1に記載の回路組立体。

【請求項3】

基板と、

前記基板に接続される回路部品と、

前記基板および前記回路部品を共に収容するケースと、を備え、  
前記回路部品は、  
前記ケース内で前記基板に対向して配置される部品本体と、  
前記基板に直接的に固定される接続端子と、  
前記部品本体に設けられ、前記部品本体の周囲で前記ケースに固定される2つ以上の固定部と、を有し、  
前記接続端子および前記固定部を結んで得られる図形の内側に、前記回路部品の重心が位置する、  
ことを特徴とする回路組立体。

【請求項4】

前記接続端子を構成するプラス接続端子およびマイナス接続端子のうちの一方が、前記基板に直接的に固定され、他方が前記固定部の一つとして用いられる、  
請求項3に記載の回路組立体。

【請求項5】

請求項1から4のいずれか一項に記載の回路組立体と、  
前記回路組立体の回路動作により駆動されるモータと、  
前記モータから伝達される動力により流体を圧縮する圧縮機構と、を備え、  
車両に搭載される、  
ことを特徴とする車両用電動圧縮機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明の第1の回路組立体は、基板と、基板に接続される回路部品と、基板および回路部品を共に収容するケースと、を備える。

回路部品は、ケース内で基板に対向して配置される部品本体と、基板に直接的に固定される接続端子と、部品本体に設けられ、部品本体の周囲でケースに固定される第1固定部および第2固定部と、を有する。

そして、本発明は、基板に直交する方向において、第1固定部が、回路部品の重心に対して基板側に位置し、第2固定部が、重心に対して基板から離れる側に位置することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の第2の回路組立体は、基板と、基板に接続される回路部品と、基板および回路部品を共に収容するケースと、を備える。

回路部品は、ケース内で基板に対向して配置される部品本体と、基板に直接的に固定される接続端子と、部品本体に設けられ、部品本体の周囲でケースに固定される2つ以上の固定部と、を有する。

そして、本発明は、接続端子および固定部を結んで得られる図形の内側に、回路部品の重心が位置することを特徴とする。